

グリーン調達基準書

制定：2009年 8月20日
改訂：2016年 9月16日
版数：3.0版

株式会社TOK
生産管理課



目次

目次	1
1. はじめに	2
2. 適用範囲	2
3. 用語	3～4
4. 調達基準	4
5. 依頼概要	4～5
6. 個別依頼	6～7
7. その他	8
8. 配付文書、関連様式	8

1. はじめに

近年、気候変動問題等に対応するため、地球環境に配慮した活動が必要な情勢となっています。また、顧客の要求からなる企業の自主的役割と課題は、製造・販売する物品に対し環境負荷物質を調査し、禁止または低減する源流管理等の化学物質管理システムの構築とその運用実施が重要となっています。

株式会社TOKは、今後とも全社をあげて環境維持・保全活動に取り組み、環境負荷物質の使用を制限するため、環境対応調達の推進に取り組んで参ります。

この「グリーン調達基準書」は、株式会社TOKの資材調達における一般的な要求項目に対し、それを遵守していくことを目的とします。

また、株式会社TOKは本書に基づき、取引先様と共に環境活動を推進したく、ご理解とご協力をお願いするものです。

2. 適用範囲

当社が調達する全ての製品・部品・材料・副資材等に適用します。

3. 用語

(1) 有害物質（環境負荷物質）

製品・材料に含有される物質またはそれらの製造時に使用される物質のうち、人体や地球環境に著しく影響を及ぼすとされる物質。

これは、法規制および得意先の要求等に基づき当社が指定し、廃止、削減の計画を立て管理する物質をいう。当社は、この環境負荷物質を3ランクに分け管理します。

ランク	名称	内容
A	使用禁止物質	製品・材料・副資材に含有してはならない物質
		製造工程で使用してはならない物質
B	使用削減対象物質	製品・材料・副資材への使用を削減する物質
		製造工程で使用を削減する物質
C	使用管理対象物質	製品・材料・副資材への含有量を把握・管理する物質
		製造工程での使用量を把握・管理する物質

* 具体的な物質名は別紙「株式会社TOK 環境化学物質調査資料」を参照

(2) 含有

有害物質が意図的であるかどうかを問わず、添加、充填、混入、付着することをいう。

含有量が閾値未満で意図的に添加していない場合は、不純物と見なし非含有となる。

ただし、意図的に添加または含有していることが明らかな場合は、含有量に関わらず含有とみなされる。また、製造工程で混入、付着することも含有となる。

(例：亜鉛メッキクロメート処理、着色用の顔料は意図的使用となるので含有となる。)

(3) 不純物

意図されず含まれてしまう化学物質で、天然素材中あるいは合成過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

(4) 意図的添加

製品の材料に一定の特性を持たせるために添加、充填させることをいう。

(5) 閾値

製品または部品に含まれる化学物質が、この値（閾値）を超えると含有と見なされる値で、均質な材料中に含まれる有害物質の最大許容量をいう。

(6) 副資材

製品、梱包材に使用する箱等、ポリ袋、緩衝材、テープ、ラベル、インキ、接着剤等および製造工程で使用するオイル、離型剤、溶剤、接着剤等をいう。

(7) 最新版

当社が規定する化学物質を「株式会社TOK 環境化学物質調査資料」としてまとめ、この資料の「最新版」を各取引先様に都度送付します。

この最新版により化学物質を調査・確認し、出荷検査表等には非含有が分かる表示をして下さい。

4. 調達基準

当社は、取引先様の品質改善活動および環境保全活動の内容を購買の判断要素とさせていただきます。

また、不十分と判断した内容については改善の要求をさせていただきます。

(1) マネジメントシステムの構築・運用

ISO9001、ISO14001の認証取得。或いは、それに準じたマネジメントシステムの構築・運用をしていること。

(2) 法規制の遵守

当該事業に関連する環境関連法規制を遵守・管理していること。

(3) 化学物質管理体制の構築

受入、製造、出荷等の各工程での化学物質の適切な管理が実施され、当社が規定する使用禁止物質を使用していないこと。

(4) 協力体制の構築

当社が依頼する環境調査（化学物質の含有調査、環境保全活動の取り組み状況調査等）や、情報提供（各データ類、環境影響（側面）等）に関し協力体制があること。

5. 依頼概要

以下は、改めて確認し依頼する内容となります。

(1) 使用禁止物質の不使用

別紙、「株式会社TOK 環境化学物質調査資料（最新版）」にある「A使用禁止物質」を含有した材料等は使用しないでください。

また、貴社の製品・部品・梱包資材等および製造工程が、A使用禁止物質を含有しない、または閾値未満であることを保証するために、「化学物質に関する適合保証書」を提出していただきます。

(2) 製造工程での使用禁止物質の不使用

「A使用禁止物質」は、汚染防止のため製造工程においても使用しないでください。

* 使用する場合

製造工程における誤使用・混入・混在・汚染の防止対策を実施していただきます。

(3) 各調査データ類の提出

化学物質に関する適合保証書、取引先様の環境活動状況調査、化学物質の含有量調査、SDS、ミルシート（成分表）、ICP等の分析データ等の提出を依頼します。

ただし、これらは全てを必要とするものではなく、各取引様宛の「個別依頼内容」によります。

(4) A使用禁止物質非含有の維持管理

非含有の維持管理確認のために、貴社の材料、部品等の納入先から、「化学物質に関する適合保証書」または、「非含有」であることを証明可能な上記(3)のデータ類の入手と保管をお願いします。

(5) A使用禁止物質の混入防止・識別

非含有製品と含有製品が混在する場合、混入しないように識別管理を徹底して下さい。

(6) 環境アセスメントと実施

製品・部品・包装材等の設計において、環境負荷低減活動の推進をお願いします。

また、当社宛の改善・指摘等については「提案シート」（別紙）等で提示願います。

(環境アセスメントとは、設計段階において、製品の環境影響を部品材料、製造、リサイクル、リユース、リデュース、廃棄等を考慮評価し、環境影響への低減を図ること。)

<例>

①使用材料の統一

②リサイクル、リユース、リデュースの容易性

③省資源、省エネルギー（小型軽量、使用量の削減、消費電力等）

④長寿命化（長期間使用） 他

(7) 情報

材料等を変更しなければならない場合や、表面処理、工程等を変更する場合は、別紙の「4M変更申請書」をご提出いただき、当社と打合せ願います。

(8) 是正依頼

貴社の化学物質管理等の環境保全活動において、当社および当社客先の要求する内容に対し不適合となった場合、貴社宛に「不適合是正処置」を依頼する場合があります。

また、貴社において不適合が発見された場合、速やかに当社へ連絡願います。

(9) 緊急事態

災害、火災等の緊急事態に際し連絡網等の取決めをお願いします。

(10) 改善命令

公的機関から改善命令／罰則等を受けた場合、速やかに情報提供願います。

6. 個別依頼

各取引様宛の個別の依頼を「環境関連連絡・依頼書」にまとめ依頼します。

各項目に従い、調査およびデータ類の提出をお願いします。

なお、これらの依頼は定期的をお願いすることとなりますのでご了承願います。

(1) 環境関連連絡・依頼書の送付と環境関連確認書の件

「環境関連連絡・依頼書」で、当社の環境関連の連絡と依頼をします。

この「環境関連連絡・依頼書」の内容を確認し、受領した旨の通知として、「環境関連確認書」を当社宛返送願います。

(2) 環境化学使用禁止物質の不使用保証書の提出

5項(1)に基づき、「化学物質に関する適合保証書」を提出願います。ただし、当社指定により、「A使用禁止物質」を規定以上含有する納入品については、別紙「環境化学物質調査回答票(最新版)」で、「含有有り」で調査回答下さい。

(3) 環境活動状況調査・評価票

現在の貴社環境活動の状況を別紙「環境活動状況調査・評価票」の内容に基づき回答願います。追って、当社より評価結果を貴社宛に報告いたします。

(4) 当社基準材料メーカーについて

化学物質の取り扱いに関し、以下の基本3原則を調査・管理します。

- ①源流管理（原材料メーカー、材料グレード、加工先、各データ類の入手）
- ②品質管理への取り組み（不適合品の流出防止）のための取引先管理・評価
- ③測定原則の適用（不使用保証の確認）

このなかで、特に①に関しては、それを「TOK基準材料メーカー」としてリスト化し、化学物質を当社の設計、購買、製造等の各工程で確認し管理していきます。

このリストは、現在購入中のものに対し、当社および各取引先から入手したデータに基づき作成します。

- a. 取引先様毎に購入品のリストを配布しますので、各発注品のメーカー名、グレード等記載内容について確認をお願いします。また、当品の稼働・不稼働状況も記載願います。
誤記・訂正ある場合は、提示願います。
- b. このリストは保管して下さい。
また、発注後（図面等配付以降）に、リストに記載の材料メーカー等に変更が生じる場合は、「4M変更申請書」を提出願います。
- c. 今後、当社の見積り依頼時および発注時の図面には、「TOK基準材料メーカーを使用のこ」と記載しますが、これは上記の通り、貴社宛の発注済品（既存品）の材料メーカーと原材料を対象としております。

コスト、品質、環境、納期対応等からみて、他社メーカーを選定する方がよいとの判断の場合は、その旨を見積書、仕様書、提案シート等で提示願います。

(5) 検査表について

納品時に出荷検査成績表の添付をお願いしている取引先には、出荷検査表に「材料名」と「TOK環境化学物質調査資料(最新版)のA禁止物質」の含有・非含有」を記載願います。

(別紙、出荷検査表サンプル参照)

(6) 注文書

当社注文書には原則として、「A使用禁止物質 非含有品」と記載し発注します。

一部納入品においては、当社指定により「含有」している場合は、「非」に取消し線をして発注します。いずれの場合も、確認の上で納品願います。

(7) TOK資材調達基準書等の改訂

TOK資材調達基準書および株式会社TOK 環境化学物質調査資料は、必要に応じて改訂となります。

適宜対応いただくようお願いします。

7. その他（カドミフリー工場について）

カドミウム含有の部品・材料等が同じ工場内に存在する場合、以下義務付けされる場合があります。（閾値内含有量であれば可）

- ① 当社の発注品において、貴社のカドミウム含有品の受入と保管、製造、製品保管を同一建屋内でしないこと。
- ② 他社向けに使用するカドミウム含有品は、当社の発注品と同一建屋内で使用されないこと。
- ③ これらは、当社からの個別依頼により所定の書類を提示、当社担当者との間で取決めをする。

以上

8. 配付文書、関連様式

- ① 株式会社TOK 環境化学物質調査資料(最新版)
- ② 環境化学物質調査回答票
- ③ 化学物質に関する適合保証書
- ④ 環境関連連絡・依頼書
- ⑤ 環境関連確認書
- ⑥ 環境活動状況調査・評価票
- ⑦ 材料メーカーリスト
- ⑧ 4M変更申請書
- ⑨ 出荷検査成績表（サンプル）
- ⑩ 提案シート